

# 知っておきたい認知症の基礎知識

- 専門医からのアドバイス -

## 認知症と専門医

一般に認知症の専門医としては、精神科・神経科、神経内科、老年病科などがあります。最近では「物忘れ外来」も多くなり、これらの専門医が担当しています。

早期に受診することで、治療可能な認知症を見出したり、それ以外のものでも、ある程度の改善もしくは進行を抑制したり、介護の方針を決定することにも役立ちます。また、自己決定能力があるうちに、財産管理(成年後見制度など)、介護内容、尊厳死などについて相談することも可能です。

診断を受けることで、介護者がその心構えをもつことができ、身内を認知症と認めたくない親戚に対しても、きちんとした説明も可能になります。ただ、本人だけが受診するのでは、専門医としても、認知症を把握することは困難なことがあります。認知症の症状は身近な人に出やすいもので、昔の友達や遠い親戚、特に医師の前では一生懸命に繕い正常に見えることも多いものです。受診時には前もって認知症の状態についてある程度その様子を知らせておくこととスムーズに診断を進めることが可能です。

## 認知症の種類

日本での代表的な認知症の原因としては、第1にアルツハイマー型認知症、次が血管性認知症です。最近話題になってきているレビー小体型認知症は欧米ではアルツハイマー型認知症について多い疾患とされています。また、前頭側頭型認知症は以前ピック病といわれたものを含みます。この4疾患で認知症の9割以上をしめるとされています。

それぞれ特徴があり、レビー小体病型認知症では、早くから幻覚(幻視)がみられ、転倒、失神などが多いことや、抗精神病薬などの薬に対する過敏性が知られています。前頭側頭型認知症では、平気で物を盗んだり、盗み食いしたり、交通違反をしたりする逸脱行動(脱抑制)さらには、暴言暴行など反社会的な行動も多いことが知られており、これらの特徴に注意して介護を行うことにより、事故などを少なくすることが可能です。

いわゆる治療可能な認知症として、脳腫瘍や慢性硬膜下血腫、正常圧水頭症、甲状腺機能低下症、アルコール中毒やビタミンB12欠乏症などがありますが、これらも診断が遅れば、後遺症や命にもかかります。また、血管性認知症では生活習慣病の管理が大事なのは当然のことですが、そのほかの原因による認知症でも糖尿病・高血圧など全身の健康管理がその進行を抑制するうえで重要です。

## 認知症ケアマネジメントに役立つ様式集

### ・サービス提供にあたっての介護情報等共有のための諸様式

#### 様式の内容

- 「FAX連絡票」(様式第1号)
- 「サービス担当者会議の開催について」(様式第2号)
- 「利用者情報共有用紙」(様式第3号)
- 「介護情報提供書」(様式第4号)
- 「診療情報提供書」(様式第5号)

#### 様式の特徴

様式の共通化を図ることにより、各事業所・医療機関等への連絡、利用者情報の共有化が図りやすい。  
神戸市介護サービス協会のホームページからダウンロード(Word形式・一太郎形式・PDF形式)でき、お持ちのコンピュータでの直接入力が可能です。  
神戸市介護サービス協会ホームページ：<http://www.kaigo-kobe.net>

#### 【ご使用にあたって】

この様式類は、ケアマネジャーや介護サービス事業者等の連絡・調整を行う際の様式を統一するために作成したものではありません。ケアマネジャーや事業所、医療機関との連絡・調整を行う手段の1つとしてご活用ください。

この様式類は、皆さんからのご意見をいただきながら、よりよいものにしていきたいと考えていますので、ご意見等がありましたら、神戸市介護サービス協会までご連絡ください。

#### ご注意

本様式を使用しての利用者等情報の共有にあたっては、「個人情報の保護に関する法律」、「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイドライン」を遵守し、個人情報の取扱いには十分にご留意ください。  
医師に対して、利用者の医療情報等の提供を求める場合には、「介護情報提供書」(様式第4号)での回答を依頼するのではなく、「診療情報提供書」(様式第5号)での回答をいただくようにしてください。

### ・介護ノート

介護ノートは、介護サービスを利用するにあたり、利用者に関係するサービス事業者間での情報共有を図り、利用者によりよいサービスを提供するためにご活用ください。

(介護ノートに記入いただく内容等)

サービス提供時のご本人の様子・状態  
サービス提供時に気づかれた本人の心身状況に関すること  
他のサービス提供する方に対しての連絡事項  
家族から、サービス提供する方への連絡事項  
その他、ご本人のサービス提供に関しての情報等

#### 【介護ノートの購入法】

介護ノートを推進する事業者が、協会から一旦「介護ノート」を購入(1冊60円)いただき、利用者・家族に説明の上で再購入(1冊60円)いただく方式を想定しています。

申込み方法等については、神戸市介護サービス協会ホームページの「協会様式ダウンロードコーナー」に購入方法を掲載しています。

神戸市介護サービス協会ホームページ：<http://www.kaigo-kobe.net>

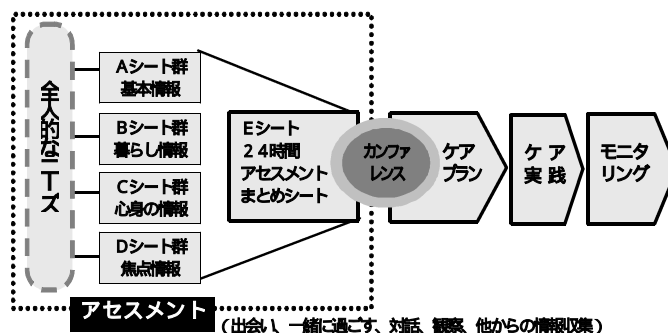
## 認知症の人のためのケアマネジメントセンター方式

認知症の方を支援するにあたり「尊厳を守るケア」という考え方が広まっています。実際には認知症の方のケアは難しく、家族を含めケア関係者も対応等に苦慮している現状があります。

認知症の方がその人らしく生きるために、ケア関係者が協働して支援していく統一的なケアマネジメントの手法として、「認知症の人のためのケアマネジメントセンター方式」が認知症介護研究・研修センターにより開発されました。

### センター方式 ケアマネジメントの流れ

ケアプランはチームで作らしましょう！  
 センター方式は、一度にすべてのシートを記入する必要はありません！  
 大切なことは、ケアプランをチームみんなで実践し、モニタリングしましょう！



### センター方式 「共通の視点」

利用者の姿や暮らし方を「共通の視点」であらためて見直すと、様々な可能性やケアのヒントが見つかります。その時大切なのは、本人・家族の表面的な声や状態だけではなく、その人の真意に気づき、本人である「わたし」の視点に立っての課題とケアを見極めてゆくことです。

2015年高齢者介護 (高齢者介護研究会)	センター方式の「共通の視点」
1. 尊厳 ----->	私らしいあり方
2. 安心 ----->	私の安心、快
3. リハビリテーション・自立 ----->	私の力の発揮
4. 予防・健康づくり ----->	私にとっての安全と健やかさ
5. 継続・地域包括 ----->	なじみの暮らしの継続 (環境・関係・生活)

### センター方式 シートとねらい

網掛けのシートは、センター方式のコアになるシートです。このシートから書いてみましょう。

領域	シート名	ねらい	
A 基本情報	A - 1	私の基本情報シート	ご本人(私)を主語に、ご本人の視点で記入
	A - 2	私の自立度経過シート	私の自立状態が保てるように状態と経過を記入
	A - 3	私の療養シート	私の病気や薬を知ったうえで支援して
	A - 4	私の支援マップシート	私のなじみの人・物・動物・場所などを把握して
B 暮らしの情報	B - 1	私の家族シート	私の家族らの思いを聞いて
	B - 2	私の生活史シート	私の暮らしの歴史から 手がかりをみつけて
	B - 3	私の暮らし方シート	私になじみの暮らしを継続できるように支援して
	B - 4	私の生活環境シート	私が落ち着いて暮らせるよう環境を整えて
C 心身の情報	C-1-1	私の心と身体の全体的な関連シート	私が今、何に苦しんでいるのか気づいて支援して
	C-1-2	私の姿と気持ちシート	私の今の姿と気持ちを書いて
D 焦点情報	D - 1	私ができること・できないことシート	私のできそうなことを見つけて、引き出して 私ができないことは代行して、管理して
	D - 2	私ができること・わからないことシート	私ができる可能性があることを見つけて 私が見えなくなったことは代行して、管理して
	D - 3	生活リズム・パターンシート	私の生活のリズムが保たれるよう支援して
	D - 4	24時間生活変化シート	私の気分の変化をみて、関わるタイミングを見つけて
	D - 5	私の求めるかわり方シート	私に対する関わり方を点検して
E	24時間アセスメントまとめシート (ケアプラン導入シート)	今の私の暮らしの中で課題になっていることを整理して、私らしく暮らせるための工夫を考えて	

センター方式は、ホームページ「いつどこネット」から無料でダウンロードできます。

〔 URL : <http://www.itsu-doko.net/> 〕

# 神戸市認知症高齢者訪問支援員派遣事業（愛称：ほっとヘルパーサービス）

（根拠規定：神戸市認知症高齢者訪問支援員派遣事業実施要綱）

## 目 的

在宅の認知症高齢者等に対して、認知症介護に関する研修を受けた訪問支援員を継続的に派遣し、比較的長時間の見守り活動等を実施することで、認知症高齢者等と訪問支援員が「なじみの関係」をつくり、落ち着いた在宅生活を継続できるように支援することを目的とします。

## 利用対象者

神戸市内に居住する神戸市の介護保険被保険者で次の要件を全て満たす方です。

介護保険の対象者（要介護または要支援の認定を受けている方）

介護保険の区分支給限度額を概ね7割以上利用している方

介護保険のホームヘルプサービスを継続して利用している方

「障害老人の日常生活自立度判定基準」において概ねAランク以下かつ「認知症高齢者の日常生活自立度判定基準」において概ね および ランクに該当し、見守り程度で対応できる方

## 主なサービス内容

居宅での見守り・話し相手

散歩等外出の付添い

趣味の手伝等

（注）原則、直接身体に触れる介護・家事支援・食事介助等はできません。

（ 介護保険外の神戸市独自のサービスです。）

## 利用回数

週1回 概ね5時間

## 利 用 料

1回あたり 原則800円 （生活保護法による被保護世帯は無料）

## 利用方法

事業実施事業者（下記参照）を窓口としています。

利用希望者のケアマネジャーからの紹介により利用できます。

実施区	事業実施事業者名	電話番号
東灘区	特定非営利活動法人神戸ライフ・ケア協会	854-1346
灘 区	アイリスケアセンター灘	846-8501
中央区	神戸高齢者総合ケアセンター真愛	251-7808
兵庫区	浜山高齢者介護支援センター	652-8731
北 区	アイリスケアセンター鈴蘭台	596-0952
長田区	高齢者ケアセンターながたホームヘルプサービス	575-8777
須磨区	神港園ホームヘルプ白川	793-8072
垂水区	ハートケア居宅介護支援センター垂水	704-0855
西 区	アイリスケアセンター西神南	996-9050

## 成年後見制度

認知症や知的障害、精神障害などにより判断能力が不十分な方について、預貯金、不動産などの「財産管理」や介護、施設への入所などの生活に配慮する「身上看護」を代理権や同意権・取消権が付与された成年後見人等が行うことによって、本人を保護し、権利が守られるよう支援する制度。

- ・平成12年4月に、介護保険制度とともに「車の両輪」としてスタート
- ・成年後見制度には、「法定後見制度」と「任意後見制度」の2つの種類

### 法定後見制度

- ・既に判断能力が失われた方や不十分な方を守る制度で、家庭裁判所が職権で成年後見人等を選任。
- ・その判断能力に応じて「後見」「保佐」「補助」の3つの類型。

#### 【法定後見の概要】

類 型		後 見	保 佐	補 助
判断能力		判断能力なし	著しく不十分	不十分
援助者		成年後見人	保佐人	補助人
手続き 申立権者		<ul style="list-style-type: none"> <li>・本人・配偶者・四親等内の親族・検察官のほか、市町村長（本人に身寄りがない場合等）から、本人の住所地の家庭裁判所に申立</li> <li>・申立てから審判が出るまでの期間は、通常3～4ヶ月</li> </ul>		
援助者の 権限	同意権	日常生活に関する行為以外のすべての法律行為 (取消権のみ)	法律上定められた重要な行為 (民法13条1項、借財・保証、住宅改修、相続放棄等)	本人の同意を得たうえで家庭裁判所が定めた法律行為 (民法13条1項の行為の一部)
	取消権			
	代理権	本人が行うすべての法律行為	本人の同意を得たうえで、家庭裁判所が定めた法律行為	
援助者の職務		本人の生活・療養看護及び財産管理に関する事務	同意権・取消権・代理権の範囲における本人の生活、療養看護及び財産に関する事務	
援助者の義務		本人の意志の尊重と本人の心身の状態および生活の状況に配慮		

#### 〔費用〕

- 申し立て時： 約1万円程度（収入印紙、登記印紙、郵便切手）
- 精神鑑定： 約5～10万円（保佐、後見の場合）
- 後見人等への報酬： 本人の財産に応じて裁判所が決定

### 任意後見制度

- ・本人が元気なうちに、将来、判断能力が不十分になったときに備えて、あらかじめ代理人（任意後見人）を選び、将来の自分の生活、療養看護や財産管理に関する事務について代理権を与える契約（任意後見契約）を結んでおく制度。
- ・契約は、公証役場で公正証書を作成、締結。
- ・契約後、認知症で本人の判断能力が衰えた場合、一定の人（ ）の申立てにより、家庭裁判所より「任意後見監督人」が選任された時点で契約の効力が発生（後見が始まる。）  
（ ）本人・配偶者・四親等内の親族・任意後見受任者

#### 〔費用〕

- 契約時： 約1.6万円（公正証書、登記嘱託手数料、印紙代）
- 申立て時： 法定後見に同じ
- 任意後見人の報酬： 本人と任意後見人との間の契約で決定
- 任意監督人の報酬： 家庭裁判所が決定

## 福祉サービス利用援助事業

福祉サービス利用援助事業は、「成年後見制度」と相互に補完しながら認知症高齢者等の権利擁護や財産管理のために創設された制度。平成11年10月に厚生労働省の補助事業としてスタート。

認知症で判断能力が不十分な高齢者の方などを対象に、神戸市社会福祉協議会が、本人との契約に基づき、福祉サービスの利用手続きや日常的な金銭管理の支援を行います。

### 【事業の概要】

**利用対象者**〔 次の全ての要件に該当する方 〕

神戸市内在住の方

判断能力が不十分であるなどの理由で日常生活を営むのに支障のある「高齢者」「障害者」

この事業を利用することが適当と認められる方

契約締結能力のある方

契約の終了 本人からの解約申出、本人死亡、市外転出

契約内容が理解できないほどの判断能力の低下 利用できない 「成年後見制度」を利用

### 援助(サービス)の内容

福祉情報提供サービス

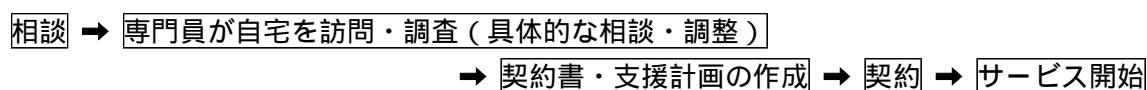
日常的な金銭管理サービス(金融機関からの入出金、公共料金等の支払い等)

貸し金庫サービス(金融機関での貸し金庫サービス)

できないこと 洗濯、買物、通院の付き添い、介護、契約書へのサイン  
入所・入院時の保証人など

### 手 続 き

- ・ 相談・申し込みは、神戸市社会福祉協議会 こうべ安心サポートセンターに  
(本人、家族、関係機関他から)
- ・ サービスの支援は、専門員と生活支援員(いずれも市社協の職員)が実施



### 利 用 料

福祉情報提供サービス・日常的な金銭管理サービス(生活保護世帯は無料)

30分につき500円

交通費実費

通帳保管料(通帳を預かる場合) 月200円

貸金庫サービス(保管料)

通帳残高1,000万円未満の時、

「月500円」と「保管物出し入れ訪問1回につき1,000円」(交通費不要)

通帳残高1,000万円以上の時

「月1,000円」と「保管物出し入れ訪問1回につき2,000円」(交通費不要)

## 高齢者虐待防止のための対応

平成18年4月1日より「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」が施行されました。同法に規定された高齢者虐待の定義、発見者の通報義務等について、また対応に関する留意事項については以下のとおりです。

### 【法律の概要】

#### 高齢者の定義

「高齢者」とは、「65歳以上」の者

#### 高齢者虐待の定義

「高齢者虐待」とは、「家庭における養護者」又は「施設等の職員」による次に掲げる類型の虐待

種 類	例
身体的虐待	・たたく、つねる、殴る、蹴る、やけどをさせる
養護を著しく怠ること (ネグレクト)	・食事や水を十分に与えない ・高齢者本人が必要とする介護・医療サービスを、理由なく制限したり、使わせない
心理的虐待	・怒鳴る、ののしる、悪口を言う ・わざと返事をしない、顔をみようとしない等の無視
性的虐待	・合意に基づかないキスや性器への接触
経済的虐待	・日常生活に必要な金銭を渡さない、使わせない ・本人の不動産、年金、預貯金などを本人の意思・利益に反して使用する

#### 高齢者虐待に関する通報義務

##### < 関係機関に対する義務 >

病院・養介護施設・保健所その他高齢者の福祉に業務上関係のある団体、および医師・養介護施設従事者等・保健師・弁護士その他高齢者の福祉に職務上関係のある者に対して、高齢者虐待を早期に発見する努力義務が課せられている。

##### < 国民一般に対する義務 >

高齢者の生命又は身体に重大な危険が生じている場合      市町村への通報義務  
施設等の職員による高齢者虐待の場合

施設等の職員が、自分が働いている施設等で従業者による虐待を受けたと思われる高齢者を発見した場合      市町村への通報義務  
それ以外の場合      市町村への通報の努力義務

### 【高齢者虐待に関する相談・通報窓口】

内 容	相談・通報窓口
家庭内の高齢者虐待	あんしんすこやかセンター(地域包括支援センター) 区役所・支所のあんしんすこやか係(P27一覧表参照)
施設等における高齢者虐待	保健福祉局高齢福祉課 ( :322-6326 )

### 【対応における留意事項】

高齢者虐待は、早期に発見し、適切に介護サービスを導入すること等で養護者の介護負担を軽減し、状況の改善を図ることも可能となることから、少しでも早く虐待のサインに気づくことが必要です。

また、対応については、各関係機関が必要な情報を共有し、それぞれの専門性を活かして、連携しながら対応を行うことが必要です。ひとりで抱え込まず、まずは上記の窓口にご相談ください。

## 高齢者を悪質商法から守るために

高齢者の消費者被害は、各年代で多い架空請求・不当請求などに関するオンライン等関連サービスのほか、住宅関連サービス(住宅補修、清掃、換気等)や健康関連商品(健康食品、浄水器等)が多くなっています。また、点検商法・催眠商法といった販売形態にも注意が必要です。

### 【高齢者が狙われています】

高齢者の心の隙間に入り込む、長時間勧誘や頻繁な訪問等により不当な契約を締結してしまう。高齢者に不安をあおりながらも、いかにも親切そうにやさしく接してくるため、騙されていることになかなか気付かない。  
相談できる人がそばにいないければ、悪質業者の脅迫的な言動に、怖さからしぶしぶ契約してしまう。

### 【被害にあわないために】

消費者被害の問題は、高齢者の生活を脅かす重大な要因のひとつであり、被害の発生をくい止め、被害の拡大を防ぐ必要があります。(介護関係者による生活環境変化への配慮も重要な役割を果たします。)

普段と違った言動がないか(うまい儲け話など)

見慣れない人の出入りがないか(リフォーム工事をしているなど)

家の内外にかわったところはないか(なかった浄水器が付いているなど)

以前なかった物(健康商品、布団など)がないか

など、気付いたら「どうしたの」と尋ねてみることで被害の発見につながります。

### 【被害にあったら、見つけたら】

神戸市生活情報センター(消費生活相談窓口)では、消費生活に関する相談に応じ、問題解決のための助言や状況に応じあっせんを行っています。相談は最も事情に詳しいご本人か家族からが原則ですが、認知症など判断能力不十分な時などは、福祉関係者からの相談にも応じています。

クーリングオフ期間が経過していても不当な取引であれば契約を取消することができる場合もあります。

### 【クーリング・オフ】

訪問販売なら8日以内であれば、違約金等なしで契約を解除することができます。クーリング・オフの詳細な方法は、神戸市ホームページから「クーリング・オフ」で検索できます。

神戸市ホームページ：<http://www.city.kobe.jp/>

### 【悪質商法に関する相談窓口】

		相談受付(年末年始を除く)
神戸市生活情報センター	371-1221	月～金曜日 午前9時～12時 (祝日を除く) 午後1時～5時
週末消費生活相談 [神戸市・兵庫県が共同で運営]	0120-511-103 (携帯電話からは不可)	土・日曜日 午前10時～午後4時



## あんしんすこやかプラン

神戸市では、在宅で暮らす高齢者の自立生活を支援するために、介護予防サービスや生活環境改善支援サービス、家族介護・生活支援サービスを提供する総合的な施策として、「あんしんすこやかプラン」を実施しています。

サービス名	内 容	対 象 者	問い合わせ先	
介護予防サービス	生きがい対応型デイサービス（介護予防型デイサービス）	介護予防や生きがいづくりなどを目的とするデイサービスを身近な地域福祉センターなどで実施します。	運動器の機能向上など介護予防の取り組みが必要な高齢者	あんしんすこやかセンター
	配食サービス（栄養改善）	ご自宅まで昼食をお届けし栄養改善を図ります。また、必要な方には、食生活改善相談等を実施します。	栄養改善が必要な高齢者など	あんしんすこやかセンター
	介護予防訪問指導	必要に応じて家庭を訪問し、保健師等が、日常生活上の介護予防や療養上の相談に応じます。	うつや認知症等に対する介護予防の取り組みが必要で、通所介護予防サービス等の利用が困難な高齢者	あんしんすこやかセンター
	リハビリテーション専門相談	介護予防のために、区保健福祉部などで、運動器の機能維持・向上のための相談に応じます。	運動器の機能向上への取り組みが必要で、通所介護予防サービス等の利用が困難な難病等の高齢者	あんしんすこやかセンター
生活環境改善支援サービス	住宅改修助成・貸付	介護保険の限度額を超える住宅改修工事費や介護保険の給付対象外の工事費の一部を最高100万円を限度として助成・貸付します。	要支援・要介護の方（生計中心者の所得制限あり）	あんしんすこやかセンター
	電磁調理器の給付	介護保険の対象品目とならない電磁調理器を給付します。	心身機能の低下に伴い、防火等の配慮が必要なひとり暮らしの高齢者	あんしんすこやかセンター
家族介護・生活支援サービス	生活支援ショートステイ	養護老人ホームなどの入所施設で短期間必要なサービスを提供します。	非該当（自立）・要支援1・要支援2・経過的要介護と認定された方で一時的に在宅生活が困難となった高齢者	あんしんすこやかセンター
	家族介護用品の支給	在宅でねたきりの高齢者を介護している家族の方に紙おむつなどの介護用品を支給します。	要介護4・5と認定された市民税非課税世帯の高齢者を介護している家族	えがおの窓口
	訪問理美容サービス	理容所・美容院に出向くことが困難な高齢者のご自宅を訪問し、調髪・カットを実施します。	要介護4・5と認定された方	えがおの窓口
	認知症高齢者訪問支援員派遣（ほっとヘルパー）	認知症高齢者のご自宅に見守りなどを行う支援員を派遣します。（P21参照）	身体介護を必要としない軽度の認知症高齢者	担当ケアマネジャーに直接相談

\* 自立支援ホームヘルプサービス・自立支援デイサービス・寝具洗濯乾燥サービスは一部経過措置として実施しています。